

# 青少年の非行心理と健全育成について

安藤 順一

The Psychology of Juvenile Delinquency and  
the Sound Growth of Youth

Junichi ANDO

## はじめに

現代はこれまでのいかなる時代にましても豊かな時代である。それにもかかわらず、現代は青少年が健全に育成されているとはとても言えない状況にある。新聞の社会面では、中学生、高校生、ときには小学生が主人公となった事件が毎日のように報道されている。そしてその事件は、おとの心をも震駭させるような暴力であったり、孤独なひとつの魂がいじめに耐えかねてひきおこす自殺事件であったりする。いうまでもなく、青少年は未来の社会からの使者である。新しい社会が輝しい時代となるか否かは、この使者が健全に育成されるかどうかにかかっている。しかしながら、汚職、殺人、離婚、売春などの社会の病理的側面が、青少年のいちばんやわらかな感性の部分を痛めつけ、大きな打撃を与えててしまう。そして雪崩を打って非行に走ってしまう。それでは非行とはなにか、それは「青年期という保護を要する特殊な年代にある者に社会がよせている期待（規範）に反する行為<sup>1)</sup>」であり、他傷（他者への迷惑や暴力など）および自傷（家出や自殺など）をも含む行為である。そこには病み疲れた心がある。それゆえ、青少年がいきいきと生きられるように、健全育成がつねに顧りみられねばならない。

ところで現状はどうであろうか。青少年非行の現状は依然として増加の傾向にあり、憂慮すべき状況にある。たとえば、これを少年刑法犯検挙率でみれば、昭和21年の人口1000人に対する検挙率は6.7%であるが、昭和59年のそれは16.0%，ほぼ10%近くの増加となっている。

そこでこの小論では、①青少年非行の動向と現状、②非行の心理的背景にあるもの、③青少年非行の予防と治療、の3つの問題を考察しようとした。なお、ここでいう青少年とは、少年法に定める20歳未満の者のことであるが、ここでは小学生高学年以上の者を対象とした。

## 青少年非行の動向と現状

一般に戦後の非行は3つの時期に分けられる。これを概観すれば次のようである。第1は昭和26年をピークとする時期で、戦後の混乱と食糧、生活物資の不足からくる窃盗を中心とする非行の時期である。第2は昭和39年をピークとする時期で、朝鮮動乱の特需景気による繁栄の歪みが人間の心を殺伐にし、人命軽視の風潮を深め、傷害、恐喝等の粗暴非行が中心の時期である。第3は昭和45年をピークとする時期で、窃盗や粗暴な非行が減り、万引、自転車盗、不純異性交友、売春のほか、シンナー、トルエン等の薬物乱用事犯など享楽型の非行が中心の時期である。そしてこれらの非行は、それぞれ①物型非行、②人型非行、③遊び型非行といわれる。

ところで、筆者は昭和55年以降を非行の第4期と考える。この時期は家庭内暴力、校内暴力、また暴走族事犯など、従うべき権威や規律を否定し、それにつかかって攻撃し、ときには暴力による家庭崩壊、暴走の果ての激突死などの自己破壊に追い込むこともある時期である。この非行は、増長型非行<sup>2)</sup> または自己破壊型非行ということができる。

この第4期の非行、つまり最近の非行は遊び型非行の要素を底流にしながら次のような特徴がみられる。

- ①他者の人格を傷つけ、ときには破壊する非行が多くなる。
- ②自己の人格を傷つけ、ときには破壊する非行が多くなる。
- ③女子の非行、特に性的非行が増える。

①の他者の人格を傷つける非行の代表的なものはいじめである、いじめは1人に対して集団が加える攻撃である。しかも加虐者にとってはいじめはゲームであり、したがって特別な理由はなく、生意気、目障り、人づきあいが悪い、汚い、暗い、いい子ぶっているなど、集団の中で異和感を感じさせる友だちであれば誰でもかまわない。またゲームであるから一度で止むことはなく繰り返して行われる。そして相手が自殺するに至って、始めてことの重大さに気づくありさまである。

警察庁の発表によれば<sup>3)</sup> 昭和60年のいじめ件数は638件、補導された少年は1950人であり、前年度より30人増加、いじめの結果による自殺者も9人をだしている。また、いじめの場面に出会っても3人に1人はなにもしないという。これはいじめられている子を助けることにより、グループからはじき出され、自分がいじめの対象になることを怖れるためである。人間関係の疎外を怖れる余り、加虐者も傍観者も、被害者の心身の痛みへの思いに欠けている。そこには相手を一個の物体としかみられない対人知覚の歪みが感ぜられる。

②の自己の人格を傷つける非行の代表的なものは、薬物乱用と暴走族である。この2つは退行非行と呼ばれる。退行非行とは日常の合法手段（登校し授業を受けるなど）に対し不適応感をもち、さらに目標と手段を失った者が、一時的に現実を逃避する非行である。しかし目的があって脱落したわけではないので、「なにもすることがない」喪失感は深刻である。そこで、彼らが求めるものは、何でもいえる仲間と嫌なことが忘れられる陶酔感である。そしてそれを満足させるものが暴走族であり薬物乱用である。

警察庁の発表によれば、昭和60年シンナー等の乱用により補導された少年は4万3713人、覚醒剤乱用で補導された少年は2062人で、その中で無職少年、有職少年の占める割合は、シンナー乱用が66%、覚醒剤乱用が94%で圧倒的に多い。しかも、薬物乱用の場合、不良交友、家出、盛り場徘徊、万引、恐喝などの非行を伴う場合が多い。また、暴走族少年の補導数は3703人である。さらに、家出、自殺もこの非行の範疇に入れることができる。昭和60年の家出少年は5万584人、このうち9人に1人が非行に走り、19人に1人が犯罪の被害者となっている。また、自殺者は557人（男子388人、女子169人）で戦後最低の記録といわれるが、この数字は決して少ない数字ではない。

●中学2年女子、「勉強がイヤになった。顔もブス、何も自慢するものがない」との遺書を残して、14階の団地の屋上から飛び降り、即死。（事例は新聞記事より、以下同じ）

自殺という痛ましい行為のなかには青年期の屈折した心理的危機と、その危機を誘発する環境的要因がからみあっており。

③の権威や規則に反抗する非行は、家庭内暴力と校内暴力によって代表される。この暴力の

対象となる親も教師も共に昔は絶対的な権威をもつものと考えられていた。しかし、昭和40年代の大学学園紛争はその権威をくつがえすきっかけとなった。しかもその後、紛争の反動として起ってきた無気力、無感動、無関心という三ム主義の風潮と、その風潮とは逆に激化する進学競争との間に立って青少年は生命存在としての自己と競争主義の現実とのギャップのなかに自我の同一性を獲得しえなくなつて、ある日突然に暴発するに至る。その暴発は突發的にみえるけれども、長期に亘ってうっ積された情動の爆発である。

昭和60年の家庭内暴力は1107件、前年度より2.1%減少しているとはい、内容的には凶悪の度を深めている。ある日よい子だと思っていた息子が登校しなくなり、ガラス窓、ふすま、障子をけ破り、寝具やテレビに水をぶっかける、無理な要求を出して受け入れられないと土下座させて謝罪を要求する子ども、親の心配と困惑は言い知れないほど大きい。ときには思い余って家族崩壊に至ることもある。

● 3世帯が無理心中、中学2年（男子）の家庭内暴力に耐えかねて、母親が祖母と子どもを殺し、自らも農薬をあおり重体、この子は中学になってから暴力に走り、一家で悩んでいた。両親は離婚。

校内暴力もまた深刻である。昭和60年の校内暴力の処理件数は1492件、校内暴力は昭和58年をピークにして減少の傾向にあるというが、昭和60年には死亡事件も起きている。

● 中学3年生（男子）はクラスメイトと3人で飲酒した上で授業を抜け出し、日ごろ生活指導している教師（24）が授業している教室に入り、いやがらせをしようとし、机の上から足で同教師の頭部を強打し、死亡させた。

文部省生徒指導資料第14集では、校内暴力の原因について次のように述べている。「生徒自身の粗暴性、凶暴性、爆発性などの資質上の問題と父母の養育態度の問題を背景に以下のような学校での誘発要因が加わって生徒の欲求不満を爆発させる」と。学校での原因とは、

- 授業内容が分らないので、学校がつまらない。 ○学校には全身を打ち込むものがない
- 教師の注意のしかたが気にくわない。 ○日ごろからなにかにつけて悪者扱いにする。
- 学業成績が不良で劣等感をもっている。 ○何かあるとばかり扱いにされる。

これらは生徒側の声を聞いたものであるが、教師と生徒の間には教育的人間関係ではなく、敵対関係にあるとすら思われる。

④女子非行には、財産犯と性非行が多い。前者は詐欺、横領、窃盗であり、その主なものは服飾品の万引である、後者の性非行は刑法（公然わいせつ）、特別法犯（風俗営業取締法違反）、児童福祉法違反（淫行）、青少年保護育成条例違反（みだらな性的行為）、ぐ犯送致、その他不純な性行為、売春防止法違反をさすが、この性非行は年々増加の傾向にある。たとえば昭和59年の補導少女は9813人であり、前年度より137人増加している。補導少女のうち、中学生は26.1%，高校生は25.4%で性非行の過半数を中・高校生が占めている。また、12歳以下の女子少年も46人補導されている。性非行の動機は「好奇心から」44.0%，「遊ぶ金が欲しくて」19.5%，「特定の男性が好き」18.7%となっている。遊ぶ金が欲しい、好きな男性のために、を動機とする性非行には性意識の変化が感じられる。

以上、遊び型の性格をもちながらも自己の限界を超えて増長し、攻撃的になり自己破壊に向う現代非行の特色を述べた。このほか、最近の非行には次の特色がうかがえる。

- ①万引、自転車盗などの集団非行が多くなり、非行への抵抗感がなくなる（非行の集団化）
- ②家庭、知能、性格など普通と思われる目立たない青少年の非行が増える。（非行の一般化）
- ③年長者の非行が減り、年少者の非行が増える（非行の低年令化）

## 青少年非行の心理的背景

非行の原因に関しては、これまで多くの学者の主張がある。たとえば、生来性犯罪人説の Lombroso や犯罪者精神薄弱者説の Goddard、模倣説の Bonger などであるが、非行は決して 1 つの原因によるものではない。青少年非行の背後には社会環境が影響し、また生育歴や家族人間関係などの家庭環境、さらに個人の性格特性や自己概念・価値感などが影響する。複数の原因が非行の原因であるとするのは多元的原因論であるが、この主張で有名であるのは Healy や Burt らである。

昭和61年、総理府が行った「家庭・家族に関する世論調査」によれば非行の原因是「家庭から」というものの37%、「本人、家庭、学校、社会などの問題がからみあってる」とするものは34.4%で、非行が家庭に原因があると考えるものは、両者合わせて70%に達している。そして家庭のなにが問題なのかの問に対し（複数回答）、「子どもが悪いことをしても親が叱らず甘やかしている」が64.7%で最も多く、以下「夫婦仲が悪いなど家庭が円満でない」54.1%となっていて非行防止には家庭の在り方を重視すべきだと考える人が多い。（毎日新聞9月1日）

筆者も非行には多元的原因がありそれがなにかの誘因によりひき起されるものと考える。多元的要因とは、①家庭、②学校（友人関係を含む）、③社会（近隣関係を含む）④人格特性、である。さきに非行は社会の規範に反する行為と規定したが、それは青少年の生活の場である家庭や学校、または社会から、はみ出しあじき出された状況において爆発する行為である。次に非行の背景を概観したい。

### 1. 非行の心理的背景としての家庭——情的結合を失う子どもたち——

さきに述べたように、非行は家庭に原因があるとする者が多いため、その要因として清水義弘<sup>4</sup>は①家庭の形態面（家庭規模、家族構成、親の欠損、出生順位など）、②家庭の社会経済的地位、社会階層内地位、③家庭の生活水準、④家庭内の人間関係、⑤両親の養育態度、の諸側面から研究している。そして次のようにいっている。

①の問題では、核家族での非行が拡大家族よりやや多く、核家族では欠損（特に母親）家庭になるとぐんと多くなる。②の問題では、社会階層（ブルーカラー、商工自営業、ホワイトカラー）による差とともに、各階層に属する青少年の学歴を加味して考察し、階層ではブルーカラー層が、学歴ではどの階層とも早期に教育歴を終えたものに非行が多い。③の問題では、これまで非行は生活水準の低い家庭にかぎられたが、昭和40年以降、普通家庭からも非行少年がでていることが指摘される。これは国民生活水準の向上により、90%が中流意識をもっているためであり、非行者の出る家庭の幅がひろがったのでなく、家庭生活水準が「普通」とされる範囲がひろがったことに注目されなければならないとする。④の問題では、父子関係、母子関係、夫婦関係がうまくいっていない家庭の場合に非行が多くみられる。なかでも、母子関係がうまくいっていない場合に問題が多い。⑤の問題では、保護者の養育態度が放任である家庭の少年の非行が最も多く、次いで溺愛と過保護である。

犯罪白書では<sup>5</sup>、非行少年の 7 割強に実父母がそろい、9 割弱が経済的に普通以上の家庭の少年であるという。また養育態度は、放任の家庭に非行少年が多く、次いで甘やかし、過保護、厳格の順になっている。ここで清水論文と異なり普内家庭で両親が揃っているのに非行が多くなっていると主張されるが、これは調査の年が違うこと（清水論文は52年、白書は59年）によるためであろう。

ところで、筆者が最も注目したいことは、家庭機能のなかで最も重要な情的結合（安定機能）がうすれてきたことである。かつて家庭は社会からの防波堤であった。社会的場面から家庭に帰ればそこは安息の場となった。しかし現代では、社会が家庭を侵蝕しはじめている。それは父親の立場からいえば、単身赴任や残業および仕事の家庭持込みであり、また母親の立場では母親の社会進出（共働き）、そのためのゆとりのなさ、進学のための勉強の強制などである。もちろん、これらのこととはそれ自体問題があるわけではないが、それによって生ずる複数的な事項、たとえば「いらだち」、「職場での異性問題」、「思いやりのなさ」、「家族との密接な関係の減少」が問題である。これらが時として夫婦間の葛藤原因となり、子どもの放任、過剰期待、一貫性のないしつけ、のもととなり、子どもに不安と混乱を与えていた。

非行抑制の要素となるのは「親への愛着」、「親をモデルとした自己概念の形成」であるが、現代家庭の現状は「家族なき家庭」という言葉によって代表されるように、情的結合が失われ、子どもは家庭からはじき出されてしまう。そこで彼らは情緒的な安定の見られる集団を求めざるを得ない、そしてその集団は非行集団である場合が多い。

## 2. 非行の心理的背景としての学校——はじき出される子どもたち——

「校内で覚醒剤注射、中3女子ら6人を摘発」（札幌）。これは61年9月18日の新聞記事の見出しであるが、多発する校内暴力、いじめなど学校教育はいま荒廃のなかにあり、その問題の根は深い。

それでは、なぜ学校は荒れるのであろうか。次にそのいくつかの原因をひろってみる。それは・知育偏重の教育、・学ばなければならない膨大な知識、・記憶中心の教科、・受験体制による進学中心の授業、・偏差値によるランクづけ、・教師と生徒との間の信頼関係の乏しさ、などである。これらは教育の病理ともいるべきものであるが、このような教育の現状に適応できない者は落ちこぼれとなって、逸脱行動に走りやすい。逸脱行動とは、勉強嫌い、登校拒否、校内暴力、怠学、退学、などである。これらの逸脱行動は学校からはじき出されざるを得ないものの発する一種の救助信号である。彼らは教師との情的結合をもち得なくて挫折感、絶望感、焦燥感をもつていて、非行はそれが表面化したものである。

昭和58年2月5日の中学生10人による、横浜浮浪者襲撃事件もその例外ではない。これら10人の少年のうち、離婚家庭の者7人。成績も芳しくなく、学校にも魅力がもてなかった。また、高校に進学したいと先生に相談にいったが、先生には始めから相手にされなかつた<sup>6)</sup>。はじき出された子どもの姿がここにみられる。

## 3. 非行の心理的背景としての社会——繁栄と享楽のなかの子どもたち——

「少年非行は社会の鏡である」といわれるよう、非行には社会の風潮が大きく影響する。そして、その風潮は都会に顕著にみられる。なぜなら、都会は人口の移動が激しく、地域社会の規範も統制力も少なく、個人への干渉が少ないと、また、モータリゼーション、風俗営業、深夜飲食店など、享楽的な誘惑刺激に満ちているからである。さらに、テレビ、週刊誌などの大衆娯楽が与える影響も無視することはできない。これらは青少年の性的感情を刺激し、残虐性を助長するからである。

ところで、非行の心理的背景としての社会を考えるとき、現代社会に生きる人間の変化を考えなければならない。すなわち、現代社会の特徴は高度機械技術の社会であり、機械操作に慣れた生活をしている人間の特徴が非行に与える影響である。つまり、機械に慣れ親しんだ現代

人は自己中心的で利己的、デリケートな人間の感情を分かろうとしない。また地域連帯性はうすれ、自分の家族・子どもしか関心をもたないため、実際に非行をしている少年をみても、それは「よその子」であり、知らぬ顔をしてやりすごす、それゆえ、非行に対する地域の抑制力が減退することになる。そして、そこにも非行の原因がある。これは生活共同体としての地域社会の崩壊を意味し、そこには同年齢の友とのうちとけた遊びも少なく、孤独の中でインベーダー・ゲームに励む少年の姿がある。

#### 4. 非行の心理的背景としての個人——青年期危機のなかの子どもたち——

Healy は、非行の根底には満たされない人間関係があるという<sup>7)</sup>。満たされない人間関係は、家庭や学校などにおいて、愛されていないという淋しい感情、家庭不和についての不満などに根ざしており、この関係は容易に喪失感、不満感、不幸福感を生む。そしてこれらの感情は、代償的満足を求める衝動に向きを変え、非行に陥ってしまう。すなわち、非行は情的結合を求めるながら求めえずしてはみ出し、または、はみ出された結果生ずる行動である。そこで、非行少年は情的結合を求める友だちを求め、集団化するに至る。非行集団である。

ところで、同一の外的条件でも非行に走るものと、そうでない者とがいるが、これはどこに原因があるのであろうか。一般に外部条件は内部条件を介して作用するが、非行の原因は個人の内部条件に左右される。内部条件とは個人が持つ諸特性である。非行少年の共通な特性について、筆者の臨床経験から、次のことがうかがわれた。それは①知的能力の低さ（落ちこぼれ）、②意志の弱さ（誘惑されやすい）、③分析力と統合力のなさ（短絡的反応が多い）、④全體化への斜傾（みんなやっているから自分もやる）、⑤奮発力のなさ（絶望にひしがれる）などである。そしてこの内部条件は、青年期という重要な発達段階にあることと相俟って非行内容を深刻化している。

Erikson の identity 理論を基礎として、森武夫は青年期危機説を主張する。青年期危機説とは青年期が1人前のおとなになることへの準備期であることから、最早、子どもの頃の適応様式が使えないという不安（分離不安、男性性・女性性不安、成員不安、地位不安）が危機を形成するという説である。危機説では、非行はこの不安に対するひとつの反応である。青年期はもう子どもではないという自覚、将来の見とおし、生きることへの自信などを獲得する時期であるが、複雑な現代社会では、この獲得は容易ではない。ここに少年たちの苦しみがあり、さまざまな異常行動があらわれる。このような状態にある一群のものは青年期危機症候群（思春期やせ症、家庭内暴力、校内暴力など）と呼ばれる。非行少年とはこの症候群の中で積極性、バリタインティのある者の症状である。青年期危機説では非行は成人への通過儀礼であり、おとなになれば止むものとされる。しかし、その傷跡は深い。

以上、非行の背景となっているものを述べたが、非行は家庭・学校・社会の病理的側面の影響を受けて人間疎外に陥っている青少年が発する人間復興の叫びだと思う。

### 非行の予防と治療

#### 1. 非行の予防・治療の現状

非行の予防には家庭の健全化が必要であるが、現在の非行は青少年個人の問題としてとらえるのではなく、地域住民が地域問題として意識し、連繋してその解決にあたらなければならぬ。このような方法は community organization（地域社会の組織化）といわれる。非行防止としての地域組織化は、まず①地域青少年行動傾向、非行の種類、悪質性、非行を誘発する有害

環境や反社会集団、地域青少年のニーズなど、いわゆる地域社会の問題に対する地域診断が必要である。次に、②家庭、学校、地域の青少年保護機関の連繋とシステム化、が必要である。

①については、各都道府県青少年保護育成条令を中心に、青少年問題協議会、健全育成審議会、地区委員会、連絡協議会など、さまざまな機関において、青少年問題についての討議がなされている。②については、青少年補導センター、少年警察を中心とした街頭補導活動、相談活動、環境浄化活動などが行われ、諸機関相互のシステム化の研究も進められている。また、B.B.S運動やcounseling mindに基づいたcasework活動も活発化している。

治療の面では、家庭裁判所を中心に、少年鑑別所、保護鑑察、教護院、少年院（初等・中等・特別・医療の各少年院）、少年検察、裁判所、少年刑務所などのいわゆる司法福祉体系の中で健全育成のための治療教育が行われている。

## 2. 非行対策としての心理治療課題

青少年非行の予防・治療については、現在懸命な努力が払われ、成果をあげているが、心理治療の立場からここでは、次の3つの課題を考えたい。

### 1) 心理治療課題としての少年法改正の問題

少年法は非行青少年治療の基本となる法律で、青少年の健全な育成を期し、昭和23年、旧少年法を改正して制定された。この法律は、非行少年もまた、新しい日本の建設に寄与すべき重要な任務をもつ少年であり、民主的社會をになうに足る主権者として健全に育成されるべきだとの考えのもとに制定されている。本法の特徴は、①少年の保護処分はすべて家庭裁判所が行う。②少年の年齢を20歳以下とする。③検事先議を改め、全件家裁送致主義をとり、家裁先議とする。（家裁が保護処分の要否を判断し、その判断に従って検察官に送致する）などである。これにより旧少年法の社会防衛としての保安処分の性格はうすれ、健全育成という立場が重視されるに至った。つまり、青少年の人格を重んじ、可能な限り不処分や審判不開始とし、施設保護処分からできるだけ解放し、家庭教育、学校教育、社会教育などの一般教育との連繋をもとうとする施策が重視されることとなった。

しかし、非行の増加と粗暴化に伴い、少年法の基本構造の改正を要求する声がでるに至った。そこで、法務省法制審議会で審議が重ねられ、答申としての『中間報告』が提出された。『中間報告』の構想は、①18歳～20歳を年長少年とし、年長少年の犯罪事件に対して、検察官の審判および抗告を可とする、②捜査機関による不送致処分（一定限度内で警察官や検事が、事件を家裁に送らないで自分のところで処置できること）、③保護処分の多様化と流動性（保護処分の種類をふやし、言渡した処分を少年のその後の状況により重い処分に変更できること）である。精細は省略するが、中間報告は検察権拡大の方向にある。現行少年法にも刑罰思想がないとはいえないが、少年院等における矯正教育には、治療・福祉教育の思想がより強く存在している。しかし、中間報告の内容が実現されれば、健全育成のための保護ではなく、処罰のための保護となり、心理治療の立場からも好ましいものではない。青少年の非行は、家庭や学校などの環境的条件にかかわって起こることが多く、その処遇には深い福祉的洞察が必要である。それゆえに、少年法が刑罰思想に斜傾し、青少年の自立への自信を失わせる方向へ改正されていくのを警戒しなければならない。

### 2) 命の大切さを教える

非行の予防や治療が刑罰思想では不可能であることは、非行が自己の属する集団からはみだし、はじきだされた人間が、人間性の回復を求めて行う行為だからである。人間性の回復とは

自分が人間として認められ、温かい人間関係が樹立されることである。授業中奇声を発する生徒、紙飛行機をとばす生徒、彼らの行為は先生からもクラス・メイトからも無視され、わからないままに授業が進んでいることに対する憤りかもしれない。それはまた、先生を怒らせ自分に注意を向けてもらいたいための行為かもしれない。彼らは先生からの叱責や処罰を求めている。無視されるよりもよいと思うからである。しかしながら、叱責や処罰はマイナスの人間関係であり、冷たい人間関係である。そして、先生は叱責や処罰が効果がないとわかると、また無視の状態がつづく、彼らはいらだって「もうどうなってもいい」と考える。投げやりの気持がつくなる。「いのちなんか惜しくない。おれなんかどうなったっていいんだ。好きなことをして自爆するのだ」という、自爆とは、オートバイを全速でぶっとばして激突死することである。そこには、やりなおしのきかない一回限りのいのちの尊さが忘れられている。国立武蔵野学院（教護院）の前院長、宮沢修が施設に入所してくる少年に言われることは、「自分を大切にするんだよ」という言葉である。その意味は次のようにある。「ころんだけがをしたら痛いだろ。おまえも同じようなことをしてないか。武蔵野学院に入って、決して自分が自由でいいなんてことはないだろ。おまえが、自分で自分を大切にできないから、こちらが代りに大事にしてあげているのだ。自分で自分を大事にできるようになったら、退院できるんだ」<sup>9)</sup>ということである。

施設はいのちの大切さを教えるところである。命の大切さを、入所少年と施設職員との心の接触によって可能ならしめるところである。それは少年の心理的レベルに立って話し合い、自己を大切にし、社会にとって自分が有意義な存在であること。人間はすべて他の人の善意に支えられて生きていること、したがって、感謝の念をもって生きることへの努力をすべきことを知らしめることによって可能である。施設職員は、日夜このような心をもって少年たちに接している。

ところで、人間社会にとって必要なことはなにか。それは他者の喜びや悲しみを自己の喜びや悲しみとすることであり、耐えることである。耐えるとは多少の困難があってもそれに耐え、それをのり超え立ち上ることであり、人間の幸せはそこにあるということである。このことはまた、社会の人びとが命の大切さを自覚し、お互いに受けあい支えあっていくことである。人間同士が共通地平に生きるものとして心理連帯感をもつとき、非行の予防と治療が可能になる思う。

### 3) 死の尊厳さを教える

現代社会が長寿社会であるといわれて久しいが、長寿であっても人間はいずれかは死ぬ運命にある。それなのにこれまで、死について語ることはタブーとされていた。しかしながら、暴走族による激突死、薬物中毒による廃人化、安易な殺人と自殺などを思うとき、命の大切さと同時に死の尊厳さを知ることもまた、非行防止に役立つのではないかと思う。命の大切さと死の尊厳さとは表裏をなすものである。

最近、hospice の問題が取り上げられている。hospice とは、hospital という語源からきていくが、1人の人間が真剣になって、本気で他の人間の痛みを思いやることである。hospice は患者を中心にして生命の質を重んじ、その人が人間らしさを保つことができるよう援助し、尊厳をもって最後まで生きるのを支える program のことである。すなわち、cure（治療）の不可能な病人であっても、care（看護）は可能であり、この care によって尊厳な死を完うさせようとする terminal care（末期ケア）のことである。末期ケアは死に行く人の苦悩を受けとめ、その不安と孤独感を共有していく care である。

現在では、在宅での死は30%，他は病院死であり、死の場面を体験する青少年は少ない。このことが安易に死を考える傾向につながっていると思う。このことは死に臨んでなお、患者は真実の人間的交わりを求めているが、それをどのように満足させるかという課題である。澤田愛子は次のように言う<sup>10)</sup>。真実の人間的交わりは、①患者から逃げないこと、②患者の側に坐りこむこと、③言葉の背後の気持ちを理解しながら、注意をこめて聴くこと、④共感=共苦と「われ・汝との関係」、⑤スキンシップの重要性（手を握ったり、体をさすったりする）、により可能である、と。このように臨死患者と接したことのある人間は、決して死を粗末にしないであろう。それゆえ、青少年の健全育成には、彼らと異った世代、特に老人との接触の場を多くし、老人を理解する機会をもつことも必要だと思う。そのために例えば、老人福祉施設を訪ね、老人を見舞う機会をもち、老人から話を聞き老人の実態を知ることも必要だと考えられる。これはつまり人間を理解することである。

### お わ り に

この小論では、青少年非行を人間復興の叫びとみた。非行の根底には、求めえない人間関係の破綻がある、累犯少年もまた同じである。言うまでもなく、その原因は単一ではない。既に述べたように、非行には、①両親の有無にかかわらず、温かい人間的な愛情に欠けている家庭環境（欠損および欠損状況家庭）、②非行を誘発しやすいスラム街や歓楽街など（地域環境）、③本人の素質と環境因子をつよく受けやすい性格（人格要因）の3つの原因が考えられる。それに加え、④今日では師弟の情愛のうすれている学校要因（学習環境）がからみあっている。

いずれにせよ、非行には非行青少年の不満、不信、葛藤、恨み、憎しみ、意地、ときには甘えの心理がある。これらの心理は、対人関係の歪みから発するものであり、この歪みをなくすには人間同士としての信頼関係を確立すること以外にはない、そして信頼関係を確立するためには、“人間は信じるに値するものである”という人間への確固たる信念と他者への共感的理解がなによりも必要である。そしてそこにはまた、彼らをよくしていこうという真剣な気迫がなければならない。

### 文 献

- 1) 山下 力：少年非行と警察、14、東京法令出版社（1981）
- 2) 小林良夫：成長型非行、54～57、春秋社（1984）
- 3) 警察庁：警察白書（昭和61年版）、145～148、大蔵省印刷局（1986）
- 4) 清水義弘：図説非行問題の社会学、94～100、光生館（1984）
- 5) 法務省法務総合研究所：犯罪白書（昭和60年版）、198～201、大蔵省印刷局（1985）
- 6) 毎日新聞社：第四の子どもたち、182、光書房（1983）
- 7) Healy、樋口幸吉訳：少年非行、12、みすず書房（1974）
- 8) 森 武夫、郷古英雄：日本型少年、39、創元社（1982）
- 9) 宮沢 修：少年非行、安田生命社会事業集団（1984）
- 10) 澤田愛子：死と孤独、「生と死の教育」所収）、115、創元社（1980）
- 11) Reuben Hill : *Families Under Stress*, Greenwood Press (1971)